



国土動第 47 号 - 1
 国水環第 36 号
 国水下流第 8 号
 令和元年 7 月 26 日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局不 動 産 業 課 長



水管理・国土保全局河 川 環 境 課 長



下水道部流域管理官



不動産取引時のハザードマップを活用した水害リスクの情報提供について（依頼）

平成30年7月豪雨等により各地で極めて甚大な被害が発生したことを受け、国土交通省では、「不動産関連団体の研修会等の場における水害リスクに関する情報の解説等について（依頼）」（平成31年4月26日国土動第9号-2、国水環第3号）を发出し、不動産関連団体の研修会等の場において水害リスクに関する情報の解説等を順次実施させていただいているところです。

住民が災害の恐れが高まった場合に自らの判断で適切に避難できるよう、引き続き水害リスクの周知を図っていくことが求められていることから、下記の事項に関して貴団体加盟の宅地建物取引業者に対する周知をお願いいたします。

なお、都道府県等に対しては別紙「水害ハザードマップの周知に関する不動産関連団体への協力について（依頼）」（令和元年7月26日国土動47号-2、国水環36号-2、国水下流9号）のとおり、宅地建物取引業者から本通知に関連した問い合わせ等があった場合には適切に対応するよう通知しておりますので、参考までに申し添えます。

記

宅地建物取引業者は、取引の相手方等に対し、契約が成立するまでの間に、相手方等が水害リスクを把握できるよう、当該取引の対象となる宅地や建物が存する市町村が作成・公表する水害（洪水・内水・高潮）ハザードマップを提示し、当該取引の対象の宅地や建物の位置等を情報提供していただきますようお願いいたします。